

平成21年12月3日

武豊町議会議長 小山茂三様

武豊町議会議員 森田 義弘（自筆署名）

武豊町議会議員 佐伯 隆彦（自筆署名）

武豊町議会議員 加藤美奈子（自筆署名）

南 賢治議員に対する懲罰動議について（提出）

南 賢治議員は、12月1日に開催された武豊町議会全員協議会において、批判するに必要な限度を超えて、憶測により無礼の言葉を発し、議会の品位を落とし、議員その他の関係者の正常な感情に大きな打撃を与えました。

南 賢治議員は、去る11月24日に開催された議会運営委員会においても愛知県が行う道路工事の受注を「森義工務店」が受注したことが、法的には問題はないとしながらも、道義的問題・政治倫理に関する問題があるとして、3号地調査特別委員会委員長の役職を辞されたいとし、この問題を全員協議会で採り上げたいとする発言をし、委員の意見を求めました。

席上、委員からは全員協議会など議会の場で議論するには、問題の対象が県であることに加え、契約の問題であるので武豊町議会が関与することには馴染まないとする意見、また、「森義工務店」が工事を受注するために、森田義弘議員が3号地調査特別委員会委員長をやっているとは到底思えないとする意見があり、議会運営委員会では、南 賢治議員による全員協議会における提案は、馴染まないとする事で集約されました。

このような議会運営委員会での委員からの意見を無視し、全員協議会にこの議論を持ち込み他の議員に不快感を与え、議会の品位を汚したことは重大な問題であり看過できない。

よって、南 賢治議員に対し、地方自治法第132条、同法第133条、同法第135条及び武豊町議会会議規則第109条の規定により、戒告による処分を求めるものであります。